

特定非営利活動法人 日本翻訳者協会 総会議事録

- 1 日 時 平成 29 (2017) 年 6 月 24 日 (土) 15 時 45 分～16 時 30 分
- 2 場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター国際交流棟国際会議室
(東京都渋谷区代々木神園町 3-1)
- 3 正会員総数 750 名(6 月 24 日現在)
- 4 出席者数会場出席者 48 名、書面表決者 37 名、委任状提出者 84 名 (計 169 名)
- 5 審議事項
 - (1) 議長の選出、議事録署名人の選出、書記の任命について
 - (2) 第 1 号議案平成 28 年度事業報告について
 - (3) 第 2 号議案平成 28 年度財務報告、監査報告 (第 3 号議案) について
 - (4) 第 4 号議案平成 29 年度役員を選任について
 - (5) 第 5 号議案平成 29 年度事業計画について
 - (6) 第 6 号議案平成 29 年度予算について
 - (7) 第 7 号議案定款の変更 (第 54 条及び第 26 条) について
 - (8) その他
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長の選出、議事録署名人の選出、書記の任命、監査報告 (第 3 号議案)

スティーブンス・ヒース ノラ監事より、会員総数の 5 分の 1 を定足数と定めた定款第 2 6 条の規定を満たしているため本総会は有効に成立した旨の説明があった。総会司会より、トンプキンス ベンジャミン・ブロンソン理事を議長に選出する提案があり、出席者全員の賛同により、トンプキンス ベンジャミン・ブロンソン理事が議長に就任した。続いて書記として会員の佐藤綾子を任命し、議事録署名人に遠藤安岐子理事及び平林千春理事を任命し、満場一致をもって承認された。

(2) 第1号議案平成28年度事業報告についての審議

以下の書類に基づき、トンプキンス理事長が平成28年度の事業について報告した。

- 平成28年度事業報告書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(3) 第2号議案平成28年度財務報告についての審議

以下の書類に基づき、会計担当の遠藤理事が平成28年度の収支について報告した。

- 平成28年度特定非営利活動に係わる活動計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)
- 平成28年度特定非営利活動に係わる事業会計貸借対照表
(平成29年3月31日現在)
- 平成28年度特定非営利活動に係わる事業会計財産目録
(平成29年3月31日現在)
- 平成28年度会計監査報告書

続いて、スティーブンス・ヒース ノラ監事が、平成28年度の事業報告、帳票を含む会計書類、決算報告書について監査を行い、日本翻訳者協会の運営、経済状態を適正に表しているものと認めること、ならびに理事の業務執行について監査の結果、適正にして相違ないと認める旨を報告した。

議長より、第1号議案、第2号議案および第3号議案についてまとめて採決することが提案され、採決を行った結果、賛成多数（賛成 165、反対 0、棄権 4）により承認可決された。

(4) 第4号議案平成29年度役員を選任についての審議

選挙委員会の木下マリアン委員長より、平成29年度役員のうち下記3名の退任が報告された。

役 職	氏 名
理 事	トンプキンス、ベンジャミン・ブロンソン
理 事	遠藤 安岐子
監 事	スティーブンス・ヒース ノラ

また、以下の者が立候補し、理事・監事に再選又は新たに選出されたことが報告された。

役 職	氏 名
理事 (Director)	ロバートソン、フィリップ アンドリュウ
理事 (Director)	シングルトン、ジェームス ウィリアム
理事 (Director)	アッシュマン3世、チャールズ ジョージ
理事 (Director)	アトキンソン、アンソニー ウィリアム
理事 (Director)	ベンダー、クリフォード
理事 (Director)	ブレイクスリー、クリストファー ポール
監事 (Auditor)	セランド修子

次の11名の理事および2名の監事を選任・承認することが提案された。

役 職	氏 名
理事(任期継続中)	丸岡 英明
理事(任期継続中)	ジェリック、ステーシー
理事(任期継続中)	ラッシュブルック トバイアス
理事 (任期継続中)	福岡 繁樹
理事 (任期継続中)	平林 千春
理事 (再任)	ロバートソン、フィリップ アンドリュウ
理事 (再任) *平成 28 年度中に辞任した前理事の代理として補充。本総会で選任・承認。	シングルトン、ジェームス ウィリアム
理事 (新任)	アッシュマン3世、チャールズ ジョージ
理事 (新任)	アトキンソン、アンソニー ウィリアム
理事 (新任)	ベンダー、クリフォード
理事 (新任)	ブレイクスリー、クリストファー ポール
監事 (任期継続中) *平成 28 年度中に定足数を満たすため補充。本総会で承認。	クレイトン、グエンドレン アントニア
監事 (新任)	セランド修子

続いて採決を行い、賛成多数（賛成 163、反対 2、棄権 4）により承認可決された。

その後、新理事による理事会が開催され、理事の互選により丸岡 英明が理事長に、シングルトン、ジェームス ウィリアムが副理事長に選任され、その旨が総会出席者に報告された。また、各理事が担当する予定の事業や委員会が紹介された。

(5) 第5号議案平成29年度事業計画についての審議

以下の書類に基づき、平成29年度の事業計画について丸岡新理事長が説明した。

- 平成29年度事業計画書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

また、これまでウェブサイト開発を担当してきた丸岡新理事長が、JAT および国際会議 IJET の具体的なウェブサイト開発状況についても説明した（より見やすくする、PCだけでなくスマートフォンなどのモバイル機器でも使いやすくする、会員名簿JAT Directoryを改善する、円滑なWEBコミュニケーションを可能とするオンラインフォーラム・求人ページ・ブログ等の機能を拡充する、過去のイベントやセミナーの写真・ビデオ・記事にもアクセスできるようにする等）。開発作業は今年度も継続し、オンライン支払機能の改善等を図っていく予定である。

(6) 第6号議案平成29年度予算についての審議

以下の書類に基づき、平成29年度の予算について、過去の収入支出実績のグラフを参照しつつ、ブレイクスリー新理事が説明した。昨年度予算からの大幅な変更はないが、今年度は海外在住の理事・監事が4名から7名に増えるため、国内で開催される予定の理事会開催費を増額した。

- 平成29年度特定非営利活動に係わる事業会計収支予算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

続いて第5号議案および第6号議案についてまとめて採決することが提案され、採決を行い、賛成多数（賛成164、反対1、棄権4）により承認可決された。

(7) 第7号議案定款の変更（第54条及び第26条）についての審議

平林理事より、定款第54条の変更について説明があった。即ち、平成28年にNPO法の改正があり、今後は全てのNPOが貸借対照表を毎年公告しなければならないが、JATの現在の定款54条によると、「公告」は官報に掲載することにより行わなければならないと規定されているため、官報掲載のために毎年約7万円の費用がかかることになる。その対策として、貸借対照表の公告はウェブサイト上で行うよう、定款第54条を下記のように変更することが提案された。

新（変更後）	旧（変更前）
<p>（公告の方法）</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>	<p>（公告の方法）</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

定款第 54 条の変更の承認について採決を行い、賛成多数（賛成 163、反対 1、棄権 5）により承認可決された。

続いて平林理事より、定款第 26 条の変更について説明があった。即ち、当協会の会員数が、2008 年に約 380 名だったところ、ここ数年で 800 名近くにまで急増したこと、海外在住の会員が多く国内開催の総会への出席が困難であること、逆に国内在住の会員にとっては海外開催の総会への出席が困難であること、委任状提出を依頼するにも時差の関係で連絡が取りにくいこと等を考慮して、総会の定足数を現行の「会員総数の 5 分の 1 以上」から「会員総数の 10 分の 1 以上」に変更することが提案された。

新（変更後）	旧（変更前）
<p>（総会の定足数）</p> <p>第26条 総会は、<u>会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。</u></p>	<p>（総会の定足数）</p> <p>第26条 総会は、<u>会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。</u></p>

質問：会員数が今後も増える可能性があることを考えると、「会員総数 5 分の 1」は達成困難となるだろうが、「10 分の 1」にするのは NPO の規定上、可能だろうか。あるいは、「20 分の 1」とすることも可能だろうか？

回答（平林理事）：変更するためには都庁の認証が必要だが、内閣府は「（NPO の）総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。」という方針を打ち出している。

<https://www.npo-homepage.go.jp/qa/ninshouseido/ninshou-tetsuzuki#Q2-1-10>。

当会にとっては 10 分の 1 が妥当だと考えている。

続いて定款第 26 条の変更の承認について採決を行い、賛成多数（賛成 161、反対 4、棄権 4）により承認可決された。

以上により全ての議案について審議が終わったので、議長が閉会を宣言した。

7 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 29 年 6 月 24 日

議長：

トンプキンス ベンジャミン・ブロンソン
(署名または押印)

議事録署名人 遠藤安岐子
(署名または押印)

議事録署名人 平林千春
(署名または押印)